



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
銀杯（非常勤消防団員退職報償） 935個
- (2) 物品等の特質  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限  
平成15年12月16日
- (4) 納入場所  
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）  
ア 日時 平成15年10月31日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成15年11月4日 午後3時  
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物品及び数量  
普通乗用自動車 1台
- (2) 物品の特質

車名	トヨタセンチュリー
型式	E-GZG50
車台番号	GZG50-0002683
初度登録年月	平成9年12月25日
自動車登録番号	品川300ろ1983
総走行距離	68,509km
自動車検査証の有効期限	平成16年12月24日
自動車損害賠償責任保険の期限	平成16年12月25日

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の規定により物品を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。
- ### 3 入札説明書の交付場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

#### 4 入札手続等

- (1) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合も含む)。

##### ア 受付期間

平成15年10月20日(月)から平成15年10月31日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

##### イ 受付場所

3の場所

- (2) 入札説明会及び物品の現状確認の日時及び場所

ア 日時 平成15年10月28日(火) 午前10時30分

イ 場所 長野県庁本館2階入札室及び駐車場

- (3) 入札の方法

所定の入札書に所要の事項を記入の上、入札日時に入札場所に持参し、提出してください。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年11月4日(火) 午前10時30分

イ 場所 長野保健所3階 302、303号会議室

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、入札日に、入札場所で納付してください。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、平成15年11月10日までに納付してください。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもってした者を落札者として決定します。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

- (9) 契約書の作成の要否

必要とします。

- (10) 移転登録

売買代金納入の後、買受人の責任において行なってください。

- (11) 物品の引渡しの期限及び場所

ア 期限 平成15年11月28日(金) 午後5時

イ 場所 長野県庁

#### 5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日

平成15年10月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 くれよん

- 3 代表者の氏名

前島光明

- 4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷別府2056番地3

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者や高齢者及び乳幼児に対して、日常生活における介護・支援に関する事業を行い、又、介護・支援を必要とする者とその家族に対して、きめ細やかで質の高い地域生活支援の実践に努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日

平成15年10月10日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 水と緑の市民ネット

- 3 代表者の氏名

荒川正

- 4 主たる事務所の所在地

塩尻市大字広丘野村1788番地482

- 5 定款に記載された目的

この法人は、塩尻市内を中心とした地域の環境保全・美化に関する事業を行い、塩尻の水と緑を大切に、自然と共生する豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日

平成15年10月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県コンベンション支援協会

- 3 代表者の氏名

前澤 實

- 4 主たる事務所の所在地

長野市箱清水3丁目26番8号

5 定款に記載された目的

この法人は、コンベンションの長野県内各地域開催を促進するため、国際、国内、地域大会、集会等に関連する多くの方々及び訪日観光者に対して、情報提供・企画立案等の誘致・運営支援事業を行い、コンベンション開催及び訪日の環境整備を図る。このことにより、コンベンション開催数、参加者数及び観光客数の増加による地域全体の経済活性化の促進を図るとともに国際協力活動に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月23日に開催を予定していた牟礼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月24日に開催を予定していた信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月20日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から平成15年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨次のとおり通知がありました。

平成15年10月20日

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司

15医県第51号

平成15年（2003年）10月3日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

監査の結果に関する報告に基づく措置について

平成15年9月22日付で長野県監査委員から提出のあった監査の結果に関する報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
県立須坂病院	預り金で、支出すべき時期を経過して未払いのものがありません。	預り金4,891,740円のうち4,869,200円については、平成11年度末退職者に対する退職金に係る所得税を源泉徴収したものであるが、長野税務署に未納のままとなっていたため、平成15年6月11日に納付した。  また、残りの22,540円については、総勘定元帳等により調査した結果、平成9年度以前からの預り金であったが、当該年度以前の関係書類は、保存期限が経過し既に廃棄されており、内容が特定できないため、過年度損益修正益に計上した。

監査委員事務局